

# 琴浦町環境基本計画

(第2次)

平成30年3月

鳥取県琴浦町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

1 琴浦町環境基本計画の趣旨	3
2 琴浦町の環境の概要	3
3 環境基本計画策定の背景	4
4 環境基本計画の必要性	6
5 環境基本計画の目的	6
6 環境基本計画の目標年度	7

## 第2章 環境基本計画における町民、事業者、町の役割

1 町民の責務	7
2 事業者の責務	7
3 町の責務	7

## 第3章 基本目標及び基本方針

1 基本目標	8
2 環境基本計画の基本方針	8
3 基本方針に基づく実施計画	8
(1) 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進	8
(2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承	10
(3) 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承	11
(4) 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進	12

## 第4章 実施計画の推進と年次報告

1 実施計画の推進	14
-----------	----

## 第1章 基本的事項

### 1 琴浦町環境基本計画の趣旨

#### 「環境基本計画」とは

「琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例」の基本理念に基づく、環境に配慮したまちづくりを推進するための計画です。

私たちのまち琴浦町は、南は大山山麓、北は日本海、山と海に抱かれた秀逸な自然に見られるように美しい自然環境に生まれ、清浄な空気、緑豊かな森林、肥沃な土地、豊富な水資源、豊かな海をもたらし、快適で健康的なまちづくりの基盤となってきました。

この恵まれた地域環境を保全、継承するためには、森林の保全、農地の活用の継続、水資源の適切な保全と活用をはじめ、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努める必要があります。

そこで、町、町民及び事業者が協力して環境に配慮したまちづくりの取組を進め、更には地球環境の保全につなぐことに努めます。このため、本町においては、平成24年9月に「琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例」（以下、環境基本条例という。）を制定しました。環境基本条例の理念を具体的に実現するために、環境基本条例に規定する「琴浦町環境基本計画」（以下、環境基本計画という。）を策定します。内容の詳細は各章で述べますが、「環境に配慮したまちづくり」を着実に進めるために、過大な負担や性急さのない「環境基本計画」とします。

### 2 琴浦町の環境の概要

#### 「環境基本計画」は琴浦町の恵まれた環境を次代に継承する計画です。

琴浦町には、すばらしい環境が育まれています。この計画は、これを次代に継承する役目を果たします。

琴浦町は鳥取県の中部に位置し、人口は17,730人、総面積は139.92K㎡、この内、森林面積84K㎡、農地28.6K㎡で北は日本海、南は中国山地の秀峰大山を望み、海岸部の平地、中山間地、山地と自然条件に恵まれ、人の生活と諸産業が調和しながら発展し今日に至っています。

海岸線は、全長約15kmで、赤碕本港、逢東港などの港湾と、八橋海水浴場などの砂浜、地域振興を行っている鳴り石の浜などの礫浜等、形態は多様です。周辺との景観の調和の促進、水質保全、海岸漂着物の回収など多くの環境保全

や継承に関する取組みがなされています。

海岸部の平野から山間地にわたる居住地域では、それぞれの生活領域の美化河川の水質保全、諸産業に係る公害防止等、取組みがなされています。また、国の特別史跡斎尾廃寺跡をはじめ、多くの文化財が点在し、光の鰻絵、小泉八雲が絶賛した海岸の風景や町並みなど美しい景観が心をなごませ、その保全や継承の取組みも進んでいます。

山間部の大山隠岐国立公園の範囲内には、国の史跡で、後醍醐天皇の行宮跡のある船上山、日本の滝百選の大山滝など誇るべき自然、歴史的景観が多く、貴重な動植物も成育し、清浄な空気や水の源でもあります。

### 3 環境基本計画策定の背景

**「環境基本計画」は様々な背景を踏まえた計画です。**

地域環境の保全継承は、地球環境の保全に貢献することを基にこれを取り巻く様々な背景を踏まえた計画です。

#### (1) 国の背景

戦後、わが国では、高度経済成長期の、産業に起因する公害問題の対策を計画的に実施するために「公害対策基本法」を制定し、自然環境の保全を推進するために「自然公園法」、「自然環境保全法」を制定しました。その後の都市化、生活様式の変化、地球温暖化の問題等も顕在化してきました。

このような背景から、平成5年に制定された「環境基本法」において、環境政策の新たな理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための施策の枠組みを示しています。翌年には「環境基本計画」が策定されました。この計画を基本として、循環型社会形成、生態系の多様化の保全などのために、関係法規が整備されました。この内、平成12年には、循環型社会の構築を目指し「循環型社会形成推進基本法」が、平成20年には、生物多様性の恩恵を次代につなぐために「生物多様性基本法」が制定されています。平成25年4月には、「小型家電リサイクル法」が施行されています。平成29年8月には、水銀による環境汚染や健康被害の防止のため、水銀及び水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制・管理する国際条約、「水俣条約」が発効しました。水銀の製品表示と適正回収が努力義務とされました。

#### (2) 世界の背景

世界的には、平成9年に、「気候変動枠組条約第3回締約国会議」が京都で開催され、地球温暖化防止のため先進国全体で平成24年までに平成2年比約5.2%の温室効果ガスの削減を盛り込んだ「京都議定書」が採択されました。そ

の後数々の議論を経て平成23年の同会議で、新たな枠組みや目標達成を平成32年までとすることなどが合意されています。

また、生態系や自然環境の保護や保全などを目的とした、「ワシントン条約」や「ラムサール条約」などが広く知られており、平成22年には、生物多様性の新たな国際ルールを示した「名古屋議定書」が採択されています。平成27年12月には、京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルール、「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効しました。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く抑えることが目標で、全ての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要があります。

### (3) 県の背景

一方、鳥取県では、平成8年に「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、平成11年に「環境基本計画」を策定しました。その後、平成17年には、地球温暖化や自然環境の多様性の損失などへの対応も踏まえた改訂が行われ、平成24年には、さらに、社会経済情勢の変化や科学技術の進展といった観点から「第2次鳥取県環境基本計画」が策定されました。この計画の実行計画であるとっとり環境イニシアティブプラン（第1期）が同年に、平成28年には第2期プランが策定されています。最近では、都道府県では初となる「鳥取県星空保全条例」が成立しました。美しい星空を県民の貴重な財産として保全し次世代に引継ぎ、観光及び地域経済の振興や環境教育に生かしていくことになっており、平成30年4月から施行されます。

### (4) 町の背景

市町村合併前の、東伯町、赤碕町時代からそれぞれ「環境保全条例」「環境審議会条例」及び関係規則などが整備され、公害防止、ゴミの減量化及び再生資源化、海岸や集落周辺、国立公園内の美化などに関し息の長い取組みがなされてきました。

平成16年9月の合併後の琴浦町においても、これらを引継ぎ、必要な施策を実施してきました。平成21年には、「琴浦町きれいな町づくり条例」を制定し、ゴミのポイ捨て防止や愛玩動物の飼育による地域環境の汚染防止などを規定し、きれいで住みよいまちづくりの推進を行ってきました。このような背景から、平成24年9月には、恵まれた地域環境を次代に継承し、環境への負荷の少ないまちづくりを推進し、さらには、これらの取組が、地球環境の保全につながることを目的に、一体的政策推進のための基本理念を明らかにした「環境基本条例」を制定しました。平成25年11月には、中部1市4町で小型家電リサイクル法による小型家電の分別収集を開始しています。平成29年には、琴浦町環境保全条例施行規則を一部改正し、町内で（小型）風力発電施設を建設する場合には、少なくとも町に協議が必要とし、無届け・無許可で（小型）風力発電設備が建設されることのないようにしています。

## 4 環境基本計画の必要性

**「環境基本計画」は環境に配慮したまちづくりの基本となるものです。**  
環境の配慮したまちづくりについて筋道を示すことが必要で、それが本計画です。

豊かな自然や景観を有する琴浦町ですが、遊休農地や手入れのされていない山林の増加などがこの豊かな自然の保全に少なからず影響を及ぼしています。社会・経済活動の拡大による、石油などの燃料、電力の消費増大、ゴミの排出量の増加など、環境への負荷も増加しています。

このようなことから、環境に配慮したまちづくりを推進するために町、町民、事業者が行う施策は、町の環境の保全・継承の基礎となり、さらには地球環境の保全に貢献することが求められています。

そのためには、これらのことを推進するために、「環境基本条例」に基づく「環境基本計画」を策定し、少しずつでも着実に環境に配慮したまちづくりを進める必要性があります。

## 5 環境基本計画の目的

**「環境基本計画」は環境基本条例の基本理念に基づく基本方針を柱として環境に配慮したまちづくりの推進を目的とした計画です。**

「環境基本条例」における基本理念は次の三つです。

### **地域環境の保全・継承は地球環境の保全につながります。**

人と自然が共生することができる地域環境を形成・保全し、確実に将来へ継承することは、地球環境の保全につながるものであることを認識し、行動しなければならない。

### **学ぶことにより環境意識の向上と環境負荷の低減に取り組めます。**

地球環境の保全に必要な事項を自らの問題として常に学び、環境意識の向上に励み、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努めなければならない。

### **環境に配慮したまちづくりの推進をします。**

町、町民及び事業者は、施策・活動において地域環境の保全に対する意識をもち、それぞれが自主的かつ積極的及び相互に協力して、環境に配慮したまちづくりの取組を進めなければならない。

## 6 環境基本計画の目標年度

「環境基本計画」の目標年度は5年後の平成34年度末とします。

この間、必要に応じて改定等を随時行います。

環境基本計画の目標年度は、5年後の平成34年度末までとします。

ただし、環境を巡る状況等に変化があった場合、その他必要のある場合は、そのつど見直し等を行います。

## 第2章 環境基本計画における町民、事業者、町の役割

「環境基本計画」の遂行に町民、事業者、町がそれぞれ役割を担います。

それぞれの役割を結集した力が基本計画の遂行につながります。

「環境基本計画」の実践主体者は、町民、事業者、そして町です。「環境基本条例」の基本理念を具体的にするには、これらが一体となり、環境意識を常に持ち相互に協力していくことが必要です。

### 1 町民の責務

地球環境の保全を念頭に地域環境の保全に自ら努め、必要な事項を自ら学ぶとともに、町及び事業者が実施する施策・活動に協力するよう努めていただきます。

### 2 事業者の責務

環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷の低減に資する原材料及び役務の利用・導入並びに廃棄物の発生又は排出の抑制及び適切な処理が図られるよう必要な措置を講じていただくこととします。

事業活動において、資源の循環利用、再生可能エネルギー導入及びエネルギーの有効利用に努め、町及び町民が実施する施策・活動に協力するよう努めていただきます。

### 3 町の責務

町は、常に地域環境の保全に対する意識をもち、環境に配慮したまちづくりに必要な施策を策定し、実施する責務があります。

このため、町は、施策・活動を実施するにあたり、環境に配慮した資源の

循環利用、再生可能エネルギー導入促進、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生又は排出の抑制を自ら行い、併せて適切な普及啓発を行うことが必要で、さらに、町民及び事業者の実施する施策・活動に協力し、及び支援するよう努めるものとします。

## 第3章 基本目標及び基本方針

### 1 基本目標

#### 『環境に配慮したまちづくりの推進』

平成25年9月は、「環境基本条例」制定1年目になることから、生活の中の環境を見つめ直すスタートの年とします。

### 2 環境基本計画の基本方針

#### 「環境基本条例」に規定した次の4項目を「環境基本計画」の基本方針とします

- (1) 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承
- (4) 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

### 3 基本方針に基づく実施計画

実施計画の策定にあたっては、各基本方針の全体像、現状課題を明らかにし、具体的施策と目標を設定します。なお、平成24年度の現状について、一部、集計データ等の都合により、平成23年度等の数値によるものがあります。また、必要な基準やデータは別添します。

#### 1 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進

##### 【全体像】

町の産業、経済基盤と共存しつつ、公害のない、快適で環境に配慮したまちづくりを進めます。



【具体的施策と目標】

番号	項目番号	現状 (平成29年度)	平成34年度 目標概要	平成34年度 数値目標
1	1-① <b>海洋、河川 の水質保全</b>	工業排水については基準値の範囲内、河川水質については日常生活面で不快感を生じる箇所はありませんでした。概ね環境基準に達しています。 水量が少ない川でpHが若干基準外の川が1箇所ありました。	調査、検査等を継続し、町内の全ての河川は水質基準に適合した状態とします。	
2	1-② <b>生活廃水の 適正処理</b>	下水道接続可能区域における接続率(平成28年度末)は東伯処理区で73.8%、赤碓処理区で74.3%。また、浄化槽は710基あり、その法定点検率は60.4%です。	接続可能区域における接続率及び浄化槽法定点検率が計画初年時に比して向上した状況とします。	〔数値目標:下水道接続率及び浄化槽法定点検率をそれぞれ5%以上向上〕
3	1-③ <b>野外焼却</b>	春先や秋など特に農地などにおいて野外焼却が多く行われる実態があり、煙や臭いに関する苦情が10件程度あります。	特例による野外焼却を極力なくし、不法な野外焼却を撲滅に近い状態とし、苦情件数を減少させます。	
4	1-④ <b>騒音・振動・ 大気汚染・ 悪臭の防止</b>	騒音、振動、大気汚染、悪臭とも法的規制基準を超える箇所はありませんが、農地における施肥や爆音機等の音に関する苦情があります。	計画初年時と同じく、法的規制基準値を超える箇所がなく、悪臭については苦情が発生しない状況とします。	
5	1-⑤ <b>犬、猫等の 愛玩動物の 飼養</b>	適切な飼養に係る狂犬病予防接種率は、68.3%。(H28)放し飼い、散歩中の汚物処理、鳴声等に関する苦情があります。	計画初年時に比して、狂犬病予防接種率の向上した状況とし、飼養に係る苦情を減少します。	〔数値目標:狂犬病予防接種率を10%以上向上〕

6	1-⑥ <b>地下水の涵養</b>	近年、琴浦町に新規進出や規模拡大した事業所は、地下水を多く使用する事業所が多く、地下水の減少が心配されます。	地下水が地域の貴重な資源であることを住民・事業者が共通理解できるように普及啓発する。	
---	----------------------	--	--	--

## 2 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全継承

### 【全体像】

生態系に配慮しながら自然とふれあい、ボランティアによる環境愛護推進、自然への環境負荷を少なくするまちづくりを目指します。

### 【具体的施策と目標】

番号	項目番号	現状 (平成29年度)	平成34年度 目標概要	平成34年度 数値目標
7	2-① <b>海岸漂着物</b>	日本を含む沿岸各国の不法投棄、船からの不法投棄、荒天等による流失などにより、気象、海洋条件により多くの漂着物があり、主にボランティアにより回収を行っています。	ボランティアや関係諸団体の活動をより活性化し、計画初年時より良好な景観が見られる状態とします。	〔数値目標：海岸清掃を定期的に行う団体を今以上に増やす〕
8	2-② <b>サケの遡上する河川</b>	河川水質については、1-①の通りです。黒川・勝田川では、サケの遡上が確認されています。 小学校4校でサケの稚魚の放流を実施しています。	河川の水質保全を進め、サケの遡上する河川を実現します。	〔数値目標：サケの遡上する河川を2以上確保〕
9	2-③ <b>国立公園内における美化、保全活動</b>	国立公園内の美化、保全活動により、関係施設、登山道等について、冬場以外のこれらの状況は利用者にとってほぼ支障のない状態となり自然と景観の調和が保たれています。	ボランティアや関係諸団体の活動をより活性化し、計画初年時より良好な状態とします。	
10	2-④ <b>幼少期からの環境学習</b>	保育園（こども園）、小中学校が独自で環境学習を行っている。	全小中学校での実施を目標とします。	〔数値目標：全ての保育園（こども園）、小中学校で環境学

	(保全活動)			習(保全活動)を実施する]
11	2-⑤ 自然観察会等の開催	国立公園内の散策や歴史探訪、また身近な自然の観察やふれあいの機会を設けています。	国立公園内の散策や歴史探訪、また身近な自然の観察やふれあいの機会を計画初年度に比して充実します。県の星空保全条例関連事業に参加協力します。	[数値目標: 星空観察会の実施回数を2以上に増やす]

### 3 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承

#### 【全体像】

自然、文化、産業が調和し、地域の歴史や伝統が裏打ちされた景観の形成、保全、継承を進めます。

#### 【具体的施策と目標】

番号	項目番号	現状 (平成29年度)	平成34年度 目標概要	平成34年度 数値目標
12	3-① 不法投棄監視	2名体制により月1回以上、町内の監視を行っています。町域が広大で、中山間地～山地にかけて監視の目が届きにくく、不法投棄が後を絶ちません。	当分2名体制とし、特に中山間地における監視体制を強化し、計画初年時より不法投棄が減少した状態とします。	
13	3-② 不法投棄の撲滅	現在確認されている不法投棄の箇所は、10箇所、特に中山間地～山地に多く見受けられます。	不法投棄撲滅を実現した状況とします。	
14	3-③ 空家等の適正管理	平成28年3月の実数調査の結果、525軒の空き家が存在することが判明。危険な状況となっている空家(特定空家)が増加している。今後は、人口減少も影響し空き家の増加が懸念されている。また、所有者不存物件も増加傾向	所有者に適切な管理を求め特定空家の発生を防ぎ、空家の有効活用を図る。	

		向である。		
15	3-④ 自然と景観の調和のとれた環境に配慮した産業の育成	関係法令や環境保全条例に基づき景観、自然、快適なまちづくりに配慮して、事業の展開を図っています。	事業展開にあたっては、さらに、十分な事前の検証を行い、環境に配慮したまちづくりを行います。	
16	3-⑤ 農地の保全	約0.54K m <sup>2</sup> の耕作放棄地があります。	計画初年時に比して耕作放棄地が増加しない状態とします。	
17	3-⑥ 森林の保全	管理の行き届かない森林が多く見られます。	管理の行届いた山林が増加した状態が見られるようにします。	

#### 4 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

##### 【全体像】

ゴミの減量化を進め、再資源化の向上を目指すと共に、再生可能エネルギーの導入促進を図り、家庭での省エネルギー対策を進め、これらを総合的に温室効果ガスの削減につなげ、地球環境の保全に貢献します。

##### 【具体的施策と目標】

番号	項目番号	現状 (平成29年度)	平成34年度 目標概要	平成34年度 数値目標
18	4-① ゴミの減量化	ゴミの中部1市4町の総排出量は、30,813t (平成28年度実績)です。 琴浦町の総排出量は、4,610tです。	ゴミの総排出量を計画初年時に比して減少させ中部広域ふるさと連合負担金も減少した状況にします。部分的にでも生ゴミの再資源化をします。	〔数値目標:ゴミの総排出量を5%削減〕
19	4-② ゴミの資源化	再資源化するゴミは、468t (平成28年度実績:団体回収及び倉吉資源リサイクル事業共同組合搬入分)です。	計画初年時に比して可燃ゴミ等非リサイクルゴミを減量し、再資源を増加します。	〔数値目標:再資源化するゴミを5%以上増加〕
20	4-③	総合的な普及啓発を行う	4R運動がさらに定着した	

	<b>4R 運動の推進</b>	ており、マイバック持参運動等街頭啓発等を行っています。レジ袋有料化導入は、全店舗実施には至っていませんが、平成30年4月から鳥取中央農協傘下の店舗がレジ袋有料化実施されます。	状況とし、レジ袋有料化を事業者個別に推進します。	
21	<b>4-④ 家庭、事業所等への再生可能エネルギー等新エネルギーシステムの導入</b>	家庭用太陽光発電システム・コージェネレーションシステム（エネファーム等）・薪ストーブ等については一定の助成を行っています。太陽光発電の普及率は全世帯の約2.6%です。新エネルギーシステムについて公共施設で3箇所（八橋こども園、こがね保育園・しらとりこども園）にペレットストーブの導入を行っています。	再生可能（新）エネルギーシステムを県等と連携の上、支援対象とします。事業所、公共施設への導入促進を図ります。	〔数値目標：再生可能（新）エネルギーシステム普及率3%以上〕
22	<b>4-⑤ 家庭省エネルギー対策</b>	家庭での省エネルギー対策について機会をとらえて普及啓発を行っています。太陽光発電以外の家庭省エネルギー対策の実態把握は出来ていません。	多くの家庭がエネルギー削減のため、照明器具をLEDに変更や風呂のシャワーヘッドを節水型に変更する等省エネルギーに勤める状況にします。	
23	<b>4-⑥ 小規模水力発電所の導入</b>	情報収集や立地等に関する調査等を行っています。小規模水力発電所については、船上山ダムが稼働しており、町が管理・運営しています。	民間活力を主体に太陽光発電所を1箇所以上稼働とし、小水力発電所については稼働を前提とした状況とします。	〔数値目標：新規小規模水力発電施設1箇所以上〕
24	<b>4-⑦ 自家用車、事業用自動車、公用車</b>	自家用車、事業用自動車の購入、買替、借入に際しては省エネルギー対策車となるよう普及啓発を行っ	役場公用車の購入、買換借入に関しては、出来る限り、HV車等省エネルギー対策車とします。	〔数値目標：役場本庁分庁普通公用車1割削減(3台)〕

	<b>の省エネ対策車比率の向上</b>	ています。役場公用車について1台の電気自動車と3台のHV車の所有があります。		
25	<b>4-⑧ 温室効果ガスの削減と地球環境保全</b>	再生可能エネルギー活用システムの導入フロン類削減などの促進及び、役場庁内での対策会議を設け温室効果ガス全般の削減に取り組んでいます。	役場では平成19年比平成26年度の削減達成目標（5%削減）以上の状態とします。	

## 第4章 実施計画の推進と年次報告

### 1 実施計画の推進

第3章に掲げる具体的施策の推進については、環境基本条例の基本理念を基に、町、町民、事業者がそれぞれの施策で実践し、また相互に協力して推進します。

#### (1) 環境審議会の役割

基本計画の推進及び振興管理に係る町民の代表組織として位置づけるとともに、町長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全、継承に関する重要な事項を調査、及び審議、提言します。

#### (2) 庁内組織の役割

「地球温暖化対策主任会議」を基本計画の実施計画の目標の達成のための進行管理の中心として、基本方針に係る施策を積極的に進め、職員の意識醸成を推進します。

#### (3) 関係例規の整備

現在次の例規を整備していますが、基本計画の遂行に必要と思われる場合は、新たに制定することも考えられます。

- ・ 琴浦町環境に配慮したまちづくりの推進に関する基本条例（環境基本条例）
- ・ 琴浦町環境審議会条例
- ・ 琴浦町環境保全条例
- ・ 琴浦町きれいな町づくり条例

#### (4) 年次報告

環境基本条例の規定に基づき、基本計画の実施計画の目標の達成度、効果などの年次報告を行います。